

広島県告示第四百九十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

三原市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和六年七月三日	午前10時30分～午後0時 午後1時30分～午後3時	ひろしま農業協同組合 三原西アグリセンター ひろしま農業協同組合 幸崎支店
令和六年七月四日	午前11時30分～午後1時	ひろしま農業協同組合 鷺浦支店
令和六年七月五日	午前10時30分～午前11時30分 午後1時～午後3時	三原市人権文化センター 中之町コミュニティセンター
令和六年七月八日	午前10時30分～午後3時	神明会館
令和六年七月九日	午前10時30分～午後3時	糸崎コミュニティセンター
令和六年七月10日	午前10時30分～午後3時	三原市大和文化センター
令和六年七月11日	午前10時30分～午後3時	三原市シルバー人材センター
令和六年七月12日	午前10時30分～午後3時	三原市シルバー人材センター
令和六年七月16日	午前10時30分～午後3時	三原市シルバー人材センター
令和六年七月17日	午前10時30分～午後3時	三原市本郷保健福祉センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和六年七月2日～ 令和七年三月31日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会